



議会の正常化を求める請願

長浜市議会は、昨年12月定例議会において、突然緊急動議を提案し「日本赤十字社との協議開始確認書の内容と病院再編の検討について事前に市議会への内容説明を求める決議」案を提出決議は無記名投票で13対7をもって可決決定しました。

この決議内容の説明は、日本赤十字社との協議開始確認書の内容と病院再編の検討について以下3点が大きな趣旨と考えます。

- ① 指定管理者制度導入で進めておられますが、この9月から12月までの3か月以上もの間、何も発信されず進展があったとは到底思えない状況が続いていること
- ② 9月21日の健康福祉常任委員会では、市長からこの確認書について説明する旨の答弁があったにも関わらず、12月の健康福祉常任委員会では全く内容が示されることがなかったこと
- ③ 12月14日、健康福祉部長から健康福祉常任委員長、副委員長にレクチャーが行われたこと

その中で、委員長と副委員長から協議開始確認書の全ての内容確認を求めたが説明がなかったことを踏まえ(1)日本赤十字社との協議開始確認書の内容について(2)病院再編に関わる重要事項の意思決定について(3)病院再編の進捗状況についての3点を常に議会に報告をすること。として、令和5年12月20日に決議されています。

この緊急動議は、審議期間である健康福祉常任委員会が普段の努力をして議論の場を設定しても市は、説明不足とするなら理解も出来るが市民の重要な審議機関の一つである健康福祉常任委員会が自ら協議内容を提案したとは委員会を拝聴しても見えず、審議を怠りその原因を動議に添加したに過ぎずと判断されてもしかたないと考えます。

しかし、このような動議を事前に協議を受けた優秀な行政を知る先輩議員さんもおられる中でなぜ動議を止め、もっと議会、委員会で議論を尽くそうとしなかったのか残念で情けない思いをいたしましたし、本件を重要視し何度も特別委員会の設置を望むことや市民総意に基づくことを検討・研究いただきたいと提案しても実現しませんでした。

さらに、令和6年1月18日の健康福祉常任委員会の開催内容を詳しく報道機関が報道いただいた内容によりますと「市、病院事業、赤十字社3社の協議開始確認書締結」に際し市担当者は、12月28日と1月4日に健康福祉常任委員長に説明を打診したとの記載があります。」

議員は、市民の代表として市民生活に直結する課題解決に全力で取り組む責務を負っていることは言うまでもありませんが、必要議案等の審議は迅速に滞りなく行わなければなりません。本来であれば毎日でも、もっと市民のためにこの病院再編問題に多くの内容を議論し審議をしなければならないことをせず、対案も検討せず放置した責任は重大です。

また、総務常任委員会では、根拠に基づかない議員の発言に対し、市民生活に不安を与える発言をしたり、定例議会では、相手の合意を確認せず質問したり、本当に議員一人一人が責任ある行動をしているのだろうか市民生活が混迷している中であって、真に市民の税金が無駄に使われいないか他の審議内容も不安です。

月に1回の各常任委員会がなぜ設定してあるのかご存じでしょうか、医療再編と言う重要な

審議事項に対し議会としてその機能を果たしていない、また、日々変更する協議案件があるにもかかわらず行政からの報告だけを待つ委員会ではないのでしょうか、市民の為に多くの議論を費やすことが市民ファーストではないのでしょうか、委員長、副委員長の職務とは何か議会は何をしているのかと考えてしまうのは私だけでしょうか

したがって、議員としての使命を全うしない議会に対し議会の正常化を求める請願を提出し、その責任の所在、今後の改善策など市民にしっかり説明いただくことを求めます。

補足趣旨

- (1) 議員の資質と倫理観の向上とともに議会とは何か、議員とは何か猛省いただきたい。
- (2) 地方公務員特別職としての職務を果たしていただきたい。
- (3) 議会機能の向上と公開性及び透明性並びに公正性を確保し、市民に信頼される開かれた議会を目指すため、不断の議会改革に努めること。
- (4) 市民参加及び市民との連携として、議会は、市民に対して、市政に係る重要な情報を議会独自の視点で、情報技術の発達を踏まえた多様な手段を活用して積極的かつ定期的に広報し、多くの市民が議会と市政に関心を持つように努めることを再認識いただきたい。
- (5) 市民から評価される議会・議員のあり方

■参考

地方議会の機能(役割)とは、①住民の意見(意思)を把握し、反映する機能(住民代表機能)、②執行機関の活動(施策)を監視(チェック)する機能(監視機能)、③政策を立案(提案)する機能(政策立案機能)という3つの機能があるとされる。厳しい財政状況の中において、議員数の削減などの合理化も重要であるが、それ以上に大切なのは、二元代表制の一翼を担う地方議会におけるこれらの機能の向上と、それを可能とする議員活動の充実であるといえる。地方分権改革により自治体の自主立法権や自主行政権が拡大する中で、自主的な法令解釈や条例制定の重要性が増している。また、住民の参加が拡大し、これまで以上に自治体活動の透明性と説明責任が求められることを強く意識いただきたい。